

## 議第48号

京都市母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

京都市母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 2月20日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

京都市母子家庭等医療費支給条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市ひとり親家庭等医療費支給条例

第1条中「母子家庭の児童及び母等」を「母子家庭の児童及び母，父子家庭の児童及び父等」に，「当該児童及び母等」を「これらの者」に，「母子家庭等」を「ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭をいう。）等」に改める。

第2条第1項第2号を次のように改める。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 次のいずれかの児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）。ただし，別に定める児童を除く。

(ア) 生計を一にする父のない児童及び生計を一にする母のない児童

(イ) 父又は母が精神又は身体の障害により長期にわたり労働能力を失っている児童

イ アの児童と生計を一にする母又は父。ただし，精神又は身体の障害により長期にわたり労働能力を失っている者を除く。

ウ 母子及び寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子若しくは配偶者（婚姻の届出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事

情にある者を含む。)と死別した男子で現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの又はこれらに準じる女子若しくは男子として別に定める者で、次のいずれかの児童を扶養しているもの

(ア) 生計を一にする父及び母のいずれもがない児童

(イ) 父及び母がいずれも精神又は身体の障害により長期にわたり労働能力を失っている児童

(ウ) 生計を一にする父のない児童にあつては母が、生計を一にする母のない児童にあつては父が精神又は身体の障害により長期にわたり労働能力を失っているもの

エ 20歳未満の者で、ウ(ア)、(イ)又は(ウ)の児童を扶養しているもの

第2条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市ひとり親家庭等医療費支給条例(以下「改正後の条例」という。)の規定により医療費の支給を受けることができることとなる者に係る受給者証の交付その他医療費を支給するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(関係条例の一部改正)

4 京都市子ども医療費支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「京都市母子家庭等医療費支給条例」を「京都市ひとり親家庭等医療費支給条例」に改める。

提案理由

医療費の支給を受けることができる者の範囲を拡大する必要があるので提案する。